

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

＜重点政策に関する提案・要望＞

**Ⅱ チャンスあふれる埼玉に向けた
提案・要望**

■ 出産・子育ての希望実現

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

県担当課： 少子政策課、健康長寿課、住宅課

1 保育士の処遇改善と人材確保の推進

【内閣府、厚生労働省】

◆提案・要望

保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。特に隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないよう、地域の実情を十分に反映した地域区分となる設定方法を早期に導入すること。

公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。また、研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。

地域区分を含め、公定価格を早急に見直し、保育士の確保・定着のための施策を強力に推進し、財源については地方に負担を転嫁することなく、国において必要な財源を確保すること。

[具体的内容]

- ・ 国では、平成27年度に3%、平成29年度に2%給与改善が実施され、平成31年度に1%の改善が実施される予定である。しかし、依然として、全業種の中で保育士の給与が低水準であることから、他職種との給与格差を解消し、保育士が働き続けられる処遇を実現するため、更なる保育所等の職員の給与改善につながる公定価格を設定すること。
- ・ 生活圏域の重なる隣接する市区町村間で公定価格に大きな差が生じないよう、個々の公定価格の地域区分の設定に関係する地方自治体の意見が反映される仕組みを早急に導入すること。
- ・ 公定価格の人件費部分を明確にするとともに、委託料や保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- ・ 保育士の専門性を高め、リーダー的職員を育成するためにも、保育士等キャリアアップ研修の受講の機会の確保につながる公定価格を設定すること。
- ・ 保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力に推進し、国において十分な財源措置を図ること。

◆国の動向等

○概算要求状況

【厚生労働省】

- ・ 保育人材確保のための総合的な対策 178 億円（30 年度 124 億円） [国費ベース]

【内閣府】

- ・ 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実 1 兆 387 億円＋事項要求（30 年度 1 兆 387 億円） [国費ベース]

※ 平成 31 年度子ども・子育て支援新制度に係る費用については、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るとともに、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等を実施することとしている。

○制度改正等の状況

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」では、以下の点が示された。

- ・ 3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める（2019年10月実施予定）。
- ・ 保育士の更なる処遇改善に取り組む。

2 保育の質の向上

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格や補助単価を設定するとともに多子世帯の利用者負担を軽減すること。

[具体的内容]

- ・ 子ども・子育て支援新制度における質の改善が十分に実施されるよう必要な財源を確保し、次の①、②を満たす適切な公定価格を設定するとともに、その算出根拠を明らかにすること。
 - ①保育士等の職員配置基準の改善
 - ②児童の障害の程度に応じた加算の創設
- ・ チーム保育推進加算については、職員の平均勤続年数要件を廃し、幼稚園・認定こども園におけるチーム保育加配加算と同様の取扱いとすること。
- ・ 病児保育事業に対する補助単価については、基本分の更なる重点化により利用児童数に左右されることなく安定経営を維持できる体制となるよう増額すること。
- ・ 保育所等の利用者負担の制度においては、2人以上の子供のいる全ての世帯の経済的負担の軽減を図るため、同時入所要件を廃止すること。

◆国の動向等

○概算要求状況【内閣府】

- ・ 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実

1兆387億円+事項要求(30年度 1兆387億円) [国費ベース]

3 不妊治療及び不育症治療に係る支援の拡充

【厚生労働省】

◆提案・要望

夫婦揃って早めに不妊検査を受けられるよう、不妊検査費に対する助成制度を創設し、不妊治療費については、医療保険適用範囲の拡大により不妊に悩む方の支援を拡充すること。それまでの間は、治療費助成制度の拡充により、不妊に悩む方への負担軽減を図ること。

また、不育症について、原因究明と治療方法を確立し、医療保険の適用範囲を拡大すること。それまでの間は、検査費及び治療費助成制度を創設し、必要な財源を確保すること。

[具体的内容]

<不妊治療に係る支援の拡充>

- ・ 夫婦揃って早めに不妊検査を受けられるよう、不妊検査費の助成制度を創設すること。
- ・ 不妊治療のうち、現在医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精、国の特定不妊治療助成事業に基づく助成の対象外であり医療保険の適用外でもある人工授精について、医療保険の適用対象とすること。
- ・ 男性不妊治療のうち、医療保険の適用対象外である精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術について、医療保険の適用対象とすること。

<不育症治療に係る支援の拡充>

- ・ 不育症について原因の究明及び治療方法の確立を図り、医療保険の適用範囲の拡大を進めること。
- ・ 医療保険が適用されるまでの間は、検査費及び治療費の助成制度の創設により患者負担の軽減を図ること。

4 多子世帯・子育て世帯向け住宅による子育て支援について

【国土交通省】

◆提案・要望

積極的な少子化対策の手立てとして、子育て世帯、特に子供が3人以上の多子世帯向け住宅の供給を促進するため、業界団体に働き掛けるとともに税制優遇などを充実させること。

[具体的内容]

- ・ これまで子供2人を標準世帯としてきた住宅設計に加え、子供3人以上の多子世帯にも対応できる住宅を国として推奨し、民間住宅への普及について業界団体にも強く要請を行うこと。
- ・ 多子世帯・子育て世帯がニーズに合った新築住宅や中古住宅を取得しやすくなるよう、所得税のローン減税控除率を上げるなど、更に充実させること。

◆参考

平成31年度 国の施策にする提案・要望（前期）において、要望した「独立行政法人住宅金融支援機構が実施するフラット35子育て支援型（新築取得）の金利優遇における同居、近居の条件を廃止する」ことについては、制度の見直しが行われている。

■ 貧困の連鎖解消

【厚生労働省】

県担当課： 社会福祉課

1 生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対する学習支援の推進

【厚生労働省】

◆提案・要望

生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対する学習支援の取組を更に充実強化するため、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

また、小学生に対する取組についての加算を充実させること。

[具体的内容]

- ・ 本県では学習支援員を配置し、中学生のいる生活困窮世帯等を訪問し高校進学の必要性を理解させるとともに、学習教室で学生ボランティア等による学習指導を行っている。その結果、学習教室参加者の高校進学率が事業開始前の86.9%（平成21年度生活保護世帯全体）から98.2%（平成29年度学習教室参加者）に11.3ポイント向上した。学習支援は、貧困の連鎖解消に非常に効果的であることから、各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう財政支援を強化すること。
- ・ また、本県では平成30年度から支援対象者を小学生にも拡大し、小学生から高校生までの切れ目のない支援を進めることとした。小学生に対する支援は単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象経費を見直すこと。

◆国の動向等

○概算要求状況【厚生労働省】

- ・ 生活困窮者の自立支援の強化【一部新規】【一部推進枠】474億円（30年度 432億円）
（子どもの学習・生活支援事業の推進を含む）

○制度改正等の状況

- ・ 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が平成30年10月1日に施行され（一部 平成31年4月1日）、子どもの学習支援事業が強化される。